

[事案 27-70] 入院給付金支払請求

・平成 28 年 4 月 22 日 裁定不調

<事案の概要>

左変形性股関節症を原因として入院したため、給付金の請求をしたところ、告知義務違反を理由として契約解除されたが、その後、保険会社は、解除を撤回したものの、当該疾病は責任開始前発病であるとして給付金の支払いを拒否したため、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 1 月に契約した医療保険について、以下を理由に給付金を支払ってほしい。また、無保険期間があったことについて、損害を賠償してほしい。

- (1) 保険会社は、告知義務違反による契約解除を撤回した後、責任開始前発病だとして給付金の支払いを拒否したが、これは、当初から唯一の不払い理由として、告知義務違反と言っていたことを覆したものである（禁反言）。
- (2) 自分は、契約前には、股関節に違和感がある程度の認識であり、病気であるという認識はなく、本件は契約前発病ではない。仮にそうであったとしても、契約前発病不担保条項等約款等の説明がないものについては、形式的には初診日が責任開始期以前であっても自動的に契約前発病不担保とせず、発病の状況等を勘案すべきである。
- (3) 告知義務違反がないにもかかわらず契約解除されたことによって、自分に損害（無保険期間の逸失利益）が生じた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知義務違反解除と責任開始期前不担保は異なる制度であるため、前者の主張ができない場合であっても、後者にもとづく給付金の支払拒否は可能であり、また、いずれにもとづく給付金の支払拒否であっても、支払拒否という相手方の主張は一貫していることから、禁反言に当たらない。
- (2) 約款では、保障対象は責任開始期以後の疾病であることを明記している。
- (3) 告知義務違反解除の主張を撤回している以上、そもそも「無保険状態」ということはあり得ない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の疾病は責任開始前に発病していたものであること、保険会社の行為が禁反言に該当すると解することはできないこと、無保険期間は存在しないことから、給付金の支払いおよび損害賠償責任を認めることはできない。しかしながら、以下の

理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第38条2項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

(1) 保険会社は、告知義務違反にもとづく契約の解除をしたが、告知義務違反は、契約解除や給付金の不支払いという契約者および被保険者にとって重大な不利益が発生する事項であるので、その前提事実の確認にあたっては、慎重な検討が必要であるところ、保険会社はこれを怠ったことが認められる。

(2) 契約解除の後、申立人の配偶者が、主治医に確認するように依頼しているにも関わらず、保険会社は、迅速に対応しなかった（その後、主治医が、初診時に通院・治療を勧めていなかったとして、告知義務違反による契約解除の撤回をした）。

この時、保険会社は、同時に責任開始期前発病による給付金不払いの通知を行ったが、告知義務違反と責任開始期前発病の法理が別個に存在することは、一般人にとって、理解が容易ではないことに加えて、それまでの保険会社の対応から、申立人らに更に不信感を抱かしめる結果となった。

(3) 保険会社の担当部署が、申立人の配偶者に不正確な文書を送付した。

(4) 上記のように、保険会社の不適切な取扱いが重なったことが、申立人らに不信感を与え、紛争の長期化を招いたことは否定できない。